

**沖縄県の離島・過疎地域等における  
情報通信基盤整備の現状報告と  
ユニバーサルサービス制度見直しに向けた  
要望**

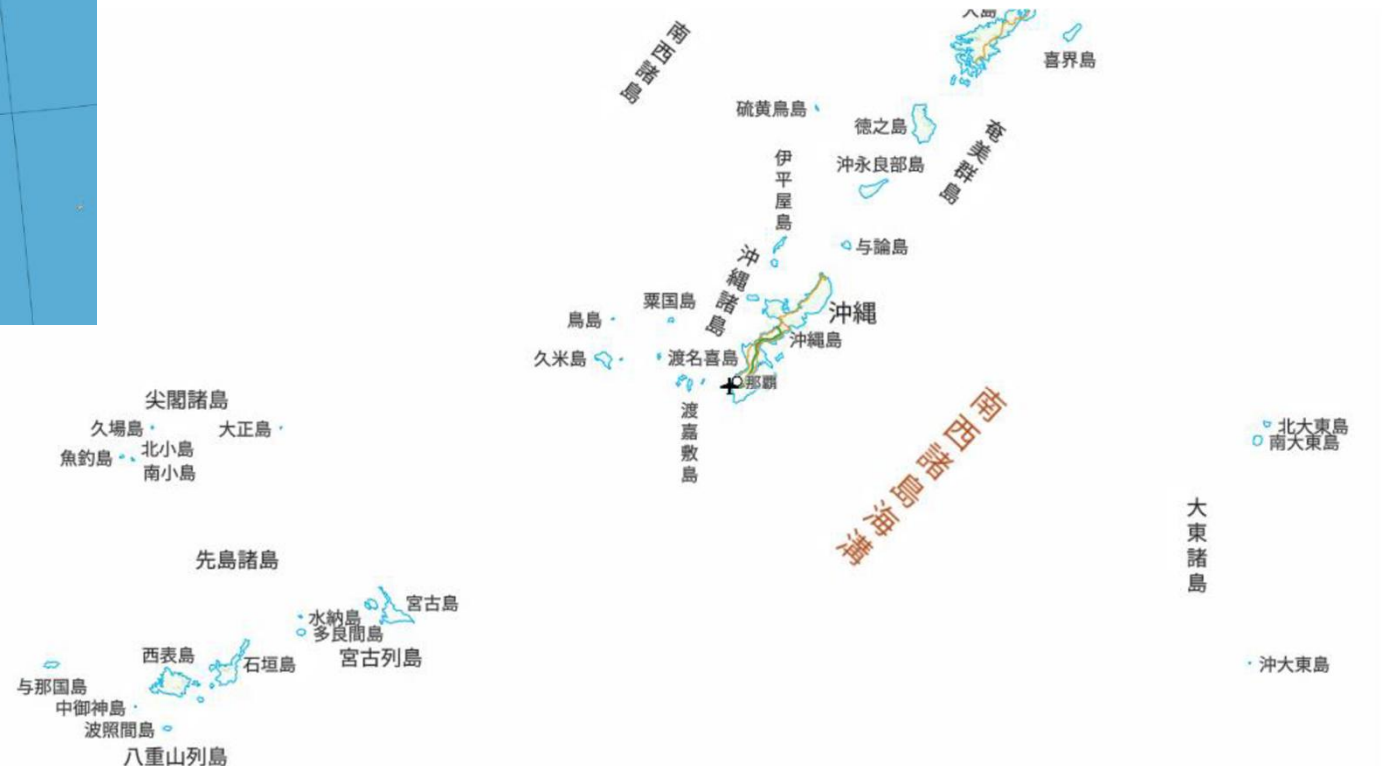
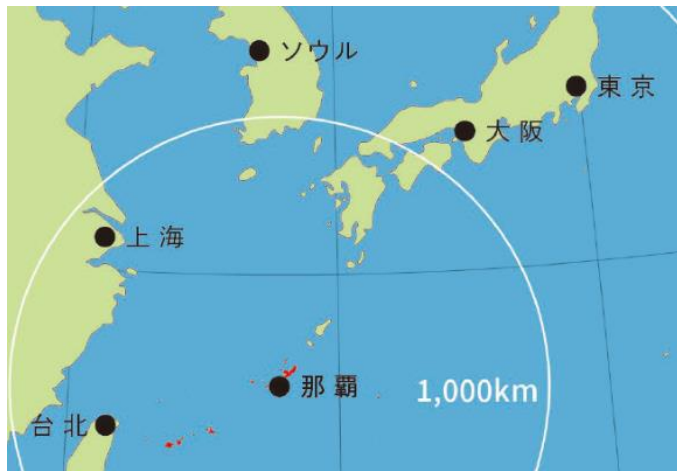


**沖縄県企画部情報基盤整備課**

**令和8年4月23日**

# 1. 沖縄県の概要

- 東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に散在する多数の島々に、約146万6千人の県民が生活（沖縄本島、有人離島数38）
- 市町村数：41
- 面積：2,281 km<sup>2</sup>（全国44位）



# 2-1. 沖縄県内の海底光ケーブルの整備状況

## 沖縄県の取組

### 1 事業名

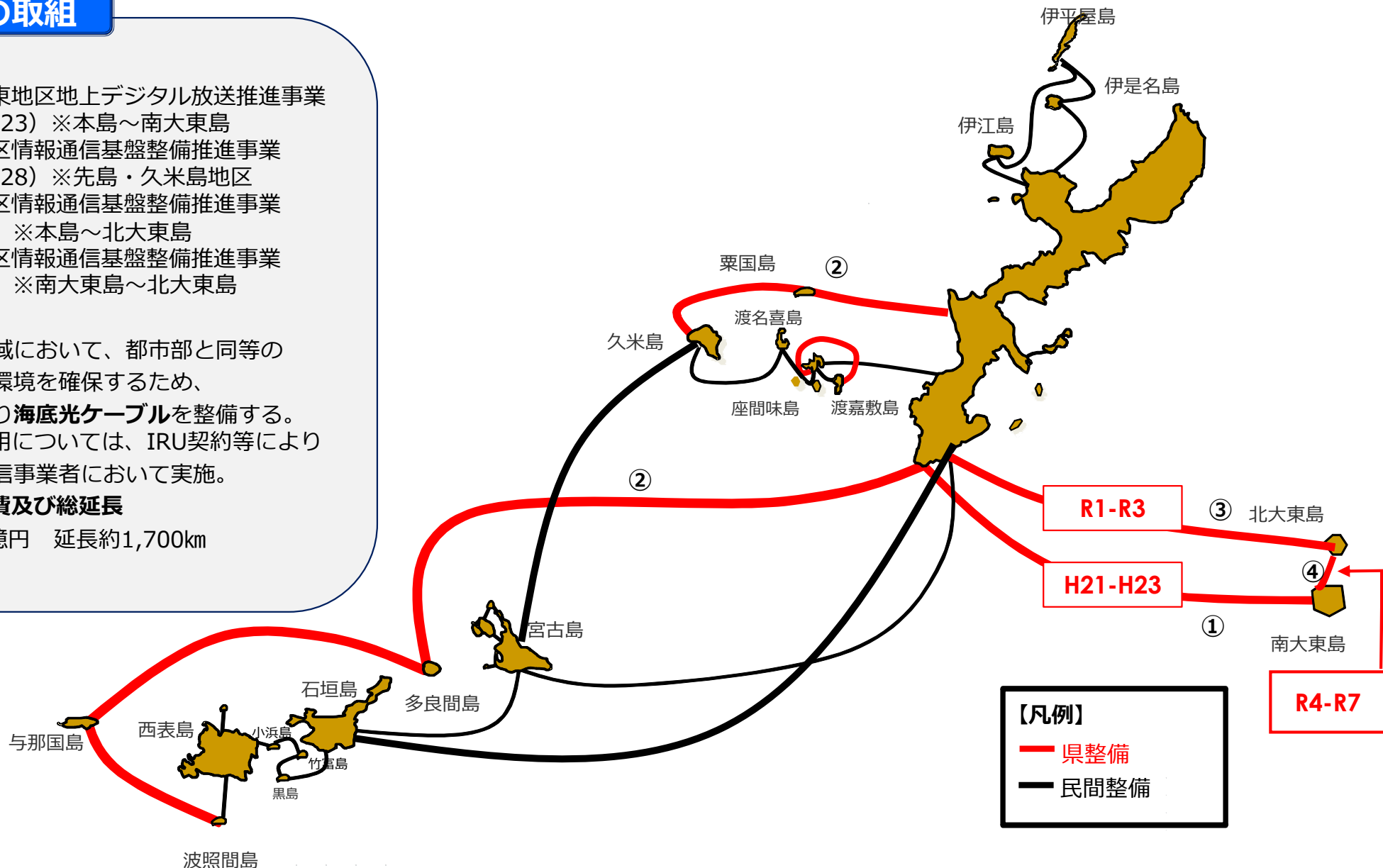
- ① 南北大東地区地上デジタル放送推進事業 (H21-H23) ※本島～南大東島
- ② 離島地区情報通信基盤整備推進事業 (H25-H28) ※先島・久米島地区
- ③ 大東地区情報通信基盤整備推進事業 (R1-R3) ※本島～北大東島
- ④ 大東地区情報通信基盤整備推進事業 (R4-R7) ※南大東島～北大東島

### 2 目的

離島地域において、都市部と同等の情報通信環境を確保するため、**公設**により**海底光ケーブル**を整備する。  
※保守運用については、IRU契約等により民間通信事業者において実施。

### 3 総事業費及び総延長

約220億円 延長約1,700km



# 2-2. 沖縄県内の光ファイバ網の整備状況

## 沖縄県の取組

### 1 事業名

超高速ブロードバンド環境整備促進事業

### 2 目的

離島及び過疎地域において、都市部と同等の情報通信環境を確保するため、**民設民営方式**により**光ファイバ網**を整備する民間通信事業者に対し、整備費用の一部補助を行う。

### 3 事業年度

平成28年度～令和4年度

### 4 総事業費

約52億円

### 5 対象地域

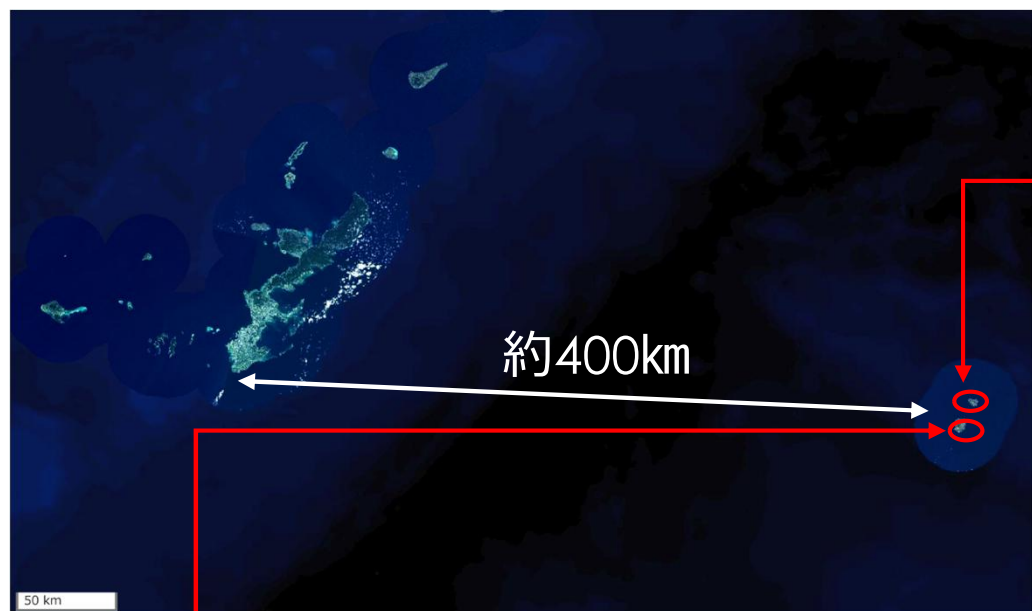
17市町村



令和5年度末  
光ファイバ整備率（推計値）  
97.86%

【出典】令和7年8月22日総務省公表資料

## 2-3.光ファイバ網未整備地域の概況（南大東島・北大東島）



### 北大東島（北大東村）

整備率約70%<sup>※2</sup>  
面積：11.91 km<sup>2</sup>  
世帯数：316  
人口：557  
学校：有  
診療所：有  
区域指定：特別支援区域

※1



### 南大東島（南大東村）

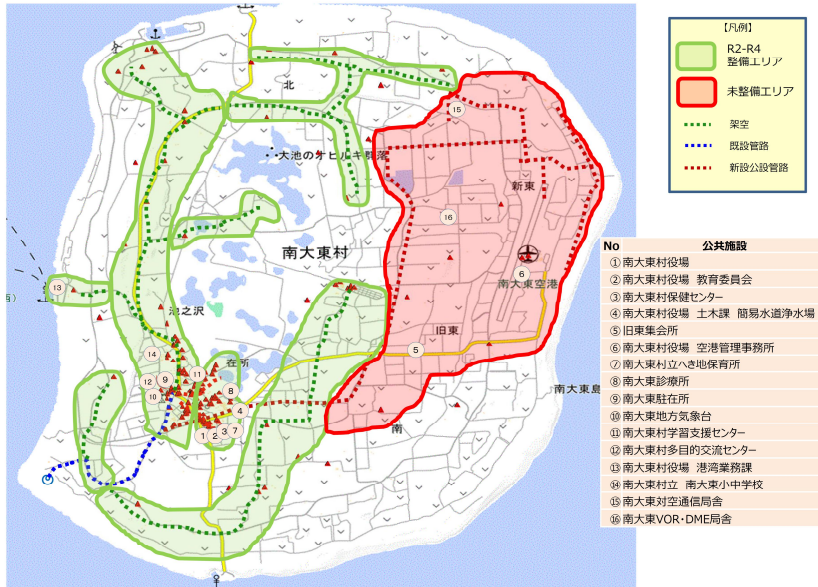
整備率：約65%<sup>※2</sup>  
面積：30.52 km<sup>2</sup>  
世帯数：695  
人口：1,224  
学校：有  
診療所：有  
区域指定：特別支援区域

※1

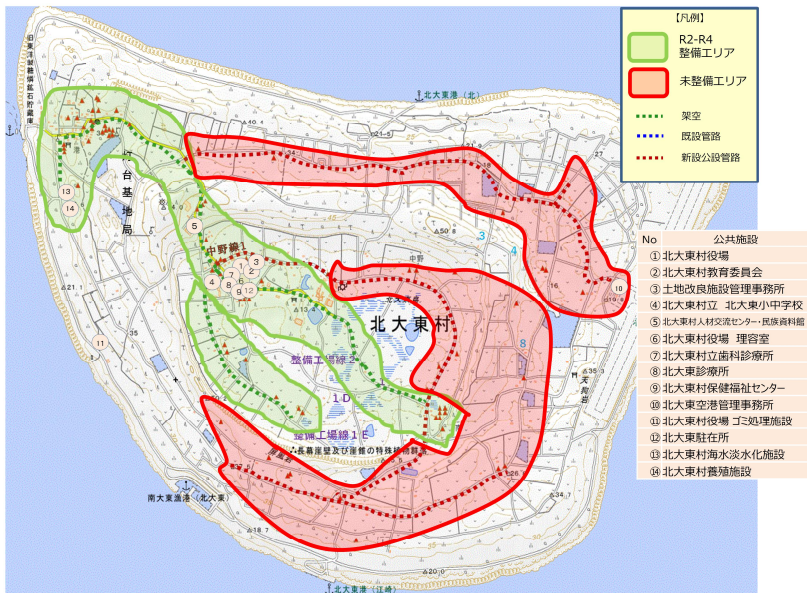


※1 沖縄県市町村概要（令和7年3月）  
※2 令和7年8月22日総務省公表資料

# 2-4.光ファイバ網未整備地域の事業化に向けた取組 (南大東島・北大東島)



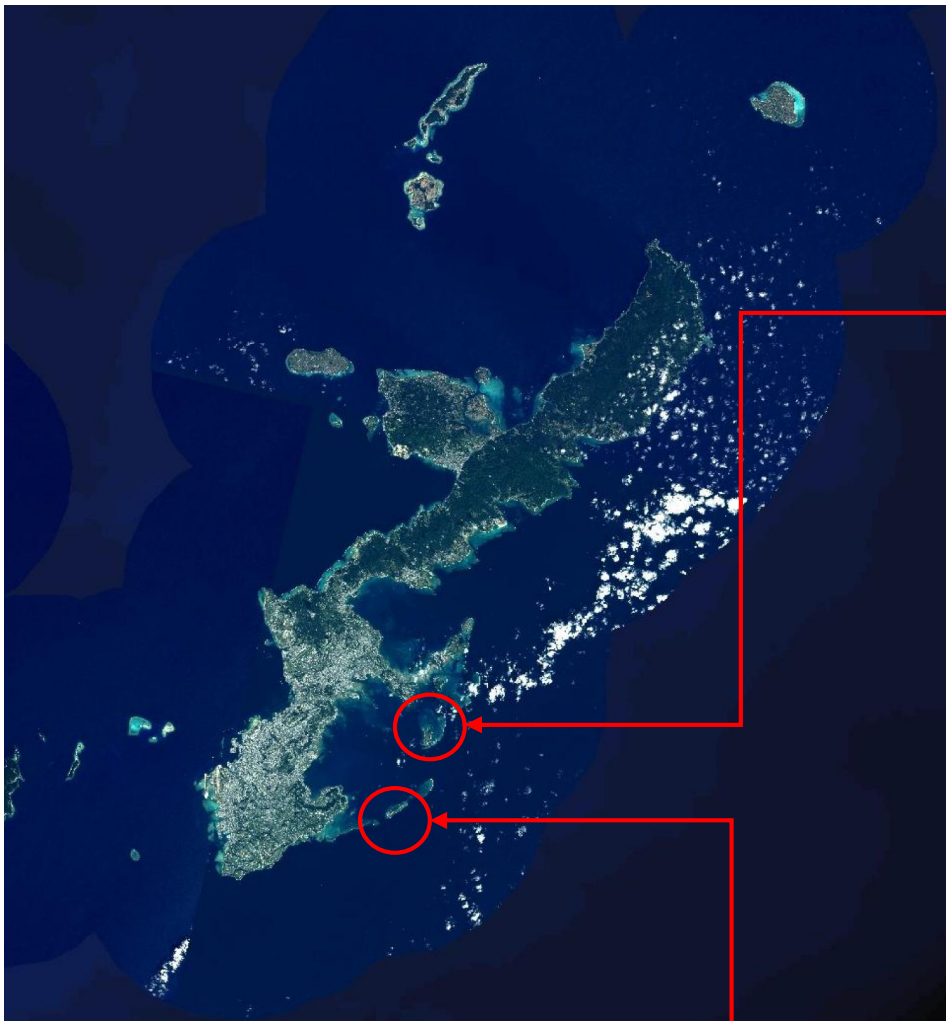
【南大東島】



【北大東島】

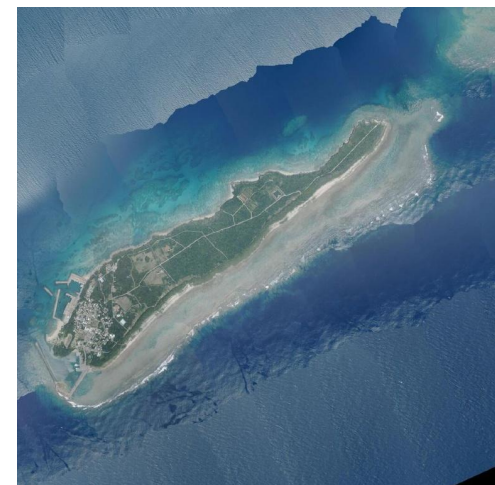
- 沖縄本島から両島への**海底光ケーブルは敷設済み**。
- 令和2年度から令和4年度にかけて、国の交付金を活用し、**民設民営方式**による島内の光ファイバ網整備事業を実施。
- 採算性の課題から、島内全域は整備できず。
- 令和5年度以降も、未整備地域の解消を目指して民間通信事業者と継続して意見交換するも、事業化が難航。
- 令和7年度のブロードバンドユニバーサルサービス交付金（以下「BBユニバ交付金」）制度の開始を受け、
  - ①整備費用に国補助事業、
  - ②**維持管理費用にBBユニバ交付金、**
  - ③自治体支援（補助金等）
 を組み合わせた事業スキームで事業化を検討。
- **法施行時点（R5.6.16）**において、両島の大部分の字は、**整備率50%超の地域**であることから、BBユニバ交付金の支援を受けられないことが判明
- 民間事業者は、利用料収入とBBユニバ交付金のみでは維持管理費用を賄えず、事業化が難航。

## 2-5.光ファイバ網未整備地域の概況（津堅島・久高島）



**津堅島（うるま市）**  
整備率：0%  
面積：1.88 km<sup>2</sup>  
世帯数：230  
人口：347  
学校：有  
診療所：有  
区域指定：特別支援区域

※1



**久高島（南城市）**  
整備率：0%  
面積：1.36 km<sup>2</sup>  
世帯数：144  
人口：224  
学校：有  
診療所：有  
区域指定：特別支援区域

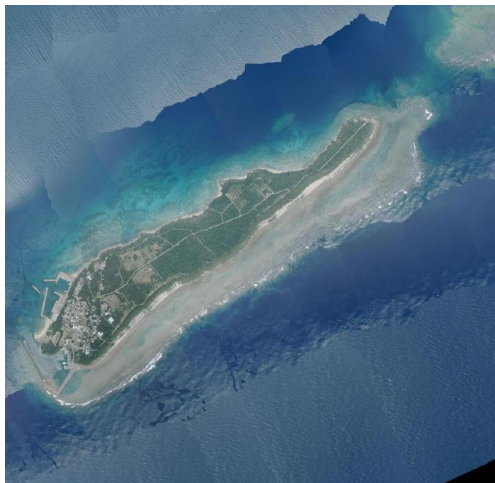
※1

※1 沖縄県市町村概要（令和7年3月）

## 2-6.光ファイバ網未整備地域の事業化に向けた取組 (津堅島・久高島)



【津堅島】



【久高島】

- 沖縄本島から両島への**海底光ケーブル未敷設**、**島内の光ファイバ網未整備**
- 特に、海底光ケーブルの整備には、**多額の費用と継続した維持管理費用**を要する。
- 採算性の課題から、**事業化が難航**
- 令和7年度のBBユニバ交付金制度の開始を受け、
  - ①**整備費用に国補助事業**、
  - ②**維持管理費用にBBユニバ交付金**、
  - ③**自治体支援（補助金等）**を組み合わせた事業スキームで事業化を検討
- 両島は光ファイバ網未整備地域のため、BBユニバ交付金支援対象ではあるが、**維持管理費用の赤字の一部支援に留まる見込みのため**、
- 民間事業者は、**利用料収入とBBユニバ交付金のみでは維持管理費用を賄えず、事業化が難航**

## 2-7.離島・過疎地域における情報通信基盤の整備・維持の課題

### 課題

- 離島・過疎地域において、**情報通信基盤は居住環境の改善、遠隔による医療・教育・産業の課題解決に留まらず、自治体DXによる持続可能な行政運営や災害時における情報サービス機能の維持等に寄与するものとなっている。**
- しながら、広大な海域に離島が散在する、本県特有の地理的・自然的事情により、**情報通信基盤の整備・維持には「構造的な高コスト（離島への輸送費、台風・塩害対策費、海底光ケーブルの修繕費等）」を要する。**
- 未整備地域は、世帯数約100～200世帯の**小規模離島**であるため、**利用料収入では維持管理費用を賄えず、民間通信事業者が採算性を確保できない。**
- このため、市場原理では**民間参入（新規整備）が進まない。**



### 必要な取り組み

- 持続可能性の観点からは、**民設民営方式**による整備が望ましい。
  - ① 公設で整備した**海底光ケーブル**について、**民間移行**が必要。
  - ② **整備費用への支援**に加えて、**維持管理費用への支援**が必要。

# 3-1.本県事例における現行BBユニバ制度上の課題と要望①

## 課題

### 1 譲受した公設設備について

#### 検討事項④ ※

#### 論点(1)①譲受した公設設備に係る第二種交付金について

- 現行BBユニバ制度では、「法施行日（令和5年6月16日）時点において公設地域であったもの」が民間移行された場合を支援対象としている。
- 本県の公設海底光ケーブルのうち1区間については、「法施行日以降」に整備したものであり、仮に民間移行した場合であっても、**交付金の支援対象外**となる。
- 民間移行が難航する懸念。

※ 最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方（第48回ユニバーサルサービス政策委員会・第5回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ合同会合に係る事務局説明資料（令和8年2月））

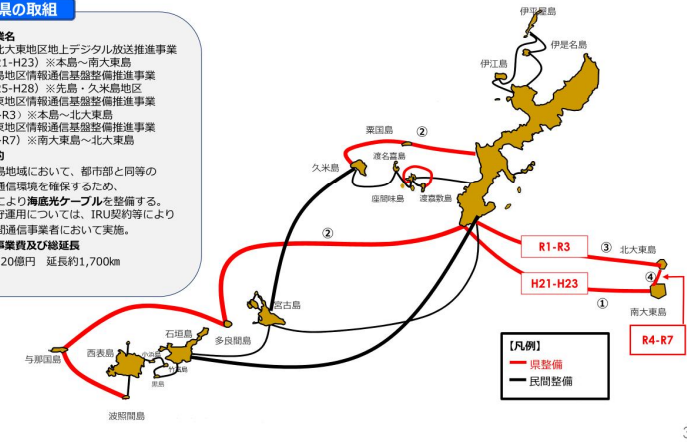
## 要望

- 「法施行日以降に整備され、その後譲渡した公設設備」であっても、**BBユニバ交付金の支援対象に含めることを要望。**

### 2-1. 沖縄県内の海底光ケーブルの整備状況

#### 沖縄県の取組

- 1 事業名  
①南北大東地区地上デジタル放送推進事業（H21-H23）※本島～南大東島  
②離島地区情報通信基盤整備推進事業（H25-H28）※先島・久米島地区  
③大東地区情報通信基盤整備推進事業（R1-R3）※本島～北大東島  
④大東地区情報通信基盤整備推進事業（R4-R7）※南大東島～北大東島
- 2 目的  
離島地域において、都市部と同等の情報通信環境を確保するため、公設により海底光ケーブルを整備する。  
※保守運用については、IRU契約等により民間通信事業者において実施。
- 3 総事業費及び総延長  
約220億円 延長約1,700km



【図】本資料P3「沖縄県内の海底光ケーブルの整備状況」

## 3-2.本県事例における現行BBユニバ制度上の課題と要望②

### 課題

#### 2 海底ケーブル必須地域における「島全体」の特別支援区域化（離島特例）

検討事項④論点(1)①譲受した公設設備に係る第二種交付金について

論点(2)②海底ケーブルが必須となる離島等の区域について

- 本県は多くの「海底光ケーブル」を整備している。（ケーブル延長も長い。）  
⇒広大な海域に多数の離島が散在し、ケーブルの維持管理費用が多額となる傾向にあり、利用料収入だけでは採算が合わず、民間参入や民間移行が進まないことから、当該費用への支援が必要。
- 現行制度において、支援区域の指定や交付金の算定は「町字」単位。  
⇒海底光ケーブルの先の島内に複数の区域（町字）が存在する場合、一つでも支援対象外の区域が生じると、「対象外区域に按分されるコスト」が支援対象外。
- 現行制度上の「公設地域」は、法施行時点において、区域へのサービス提供に係る回線設備（島内の光ファイバ網）を自治体が所有しているかで判断される。  
⇒本県の公設海底光ケーブルと繋がっている「離島内の光ファイバ網」は民設であることから、海底光ケーブルを民間移行しても支援対象外となり、民間移行が難航することが懸念される。



### 要望

- 「公設海底ケーブルの先にある島内エリア（全ての町字）」を一体的に特別支援区域として指定する仕組みを要望。

# 3-3.本県事例における現行BBユニバ制度上の課題と要望③

## 課題

### 3 黒字事業者への交付金支援要件

#### 検討事項④

論点(1)②大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二種交付金について

- 現行制度における、黒字事業者がBBユニバ交付金の支援を受ける要件は、
  - ①**法施行時点**（R5.6.16）において、「**整備率が50%以下**」の**特別支援区域**（未整備地域）であること
  - ②**法施行以降**に**新規整備**した設備であること
- 南・北大東村の大部分の区域（町字）は、**法施行時点で既に整備率が50%を超えているため、当該区域内で新規整備を行っても支援対象外**となる。
- 小規模離島であるため、採算性の課題から**民間参入（新規整備）が進まない**。



## 要望

- 整備・維持に多額のコストを要する「**大幅な赤字地域**」については、**黒字事業者であってもBBユニバ交付金の支援対象とすることを要望**。

## 3-4.本県事例における現行BBユニバ制度上の課題と要望④

### 課題

#### 4 交付金の算定方法と「全国平均係数」による実際の維持管理コストとの差

##### 検討事項④ (3)その他

- ▶ 未整備地域の新規整備や公設設備の民間移行時において、例外的に適用される**第7条式（特異判定式／収入費用方式）**が適用された場合でも、施設保全費等の**維持管理費用の算出は、実際の費用ベースではなく「設備の帳簿価額（実際の構築費用）」×「維持管理係数（設備管理運営費比率）」**
- ▶ 「維持管理係数」は、**全国一律の平均的な値**となっているため、本県の地理的・自然的条件による「**構造的な高コスト（離島への輸送費、台風・塩害対策費、海底光ケーブルの修繕費等）**」は、考慮されない仕組みと認識している。



### 要望

- ▶ 維持管理費用（施設保全費等）の算定に当たっては、全国一律の平均係数のみではなく、**離島地域特有の地理的・自然的事情による高コスト構造の実態（実勢コスト）**を考慮した算定方法（実費ベースへの見直しや、地域事情を反映した特例係数の設定等）も設けることを要望。

# 4. 最終保障提供責務の導入に関する要望

## 1 ワイヤレス固定ブロードバンド共用型（以下「ワイ固共用型」）の追加について

- 一次答申において、「令和10年度を念頭に光ファイバの未整備世帯でのワイ固共用型（携帯電話向け無線回線を用いたサービス）のユニバーサルサービス化を検討」との方向性が示されている。
- ワイ固共用型がユニバーサルサービスに追加された場合、本県の未整備地域（4島）は、携帯電話サービスの提供エリア内であるため、ユニバーサルサービス提供済みと判断される。
- 教育（GIGAスクール）や遠隔医療の導入推進にあたり、無線通信は天候等に左右されやすいため、速度遅延や不安定さが懸念される。
- 本州や沖縄本島からも遠く離れた小規模離島において、通信インフラは「島民の暮らしを支える生命線」であり、今後のデジタル化の進展に対しても高い期待が寄せられている。
- 光ファイバ未整備世帯に対し、一律に、ワイ固共用型をユニバーサルサービス化するのではなく、遠隔の小規模離島や、学校・医療現場等、安定的かつ高品質な情報通信基盤が不可欠な施設が存在する地域においては、「光ファイバによる整備」を基本とすることを要望。

## 2 提供の求めからサービス提供までのスケジュール等の早期整理・周知広報

- 令和9年度までのユニバサービスの類型は①FTTH、②CATV、③ワイヤレス固定ブロードバンド専用型の3類型であり、最終保障提供責務制度開始と同時に提供の求めを行えば、有線設備によるサービス提供の可能性が高いと認識している。
- 条件不利地域において、「安定した有線設備」を望む住民が、当該制度を確実に活用できるよう、早期かつ積極的な周知広報を行うことを要望。
- 「提供の求め」が行われた場合において、「サービス提供までのスケジュール（目安）」を早期に整理し、住民および自治体に対して提示することを要望。

# 結びに

- 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現と
- 自治体が多額の負担を行わずとも、民間事業者主導による、持続可能な情報通信基盤の整備・運営が図られるよう
- ブロードバンドユニバーサルサービス制度の拡充にご配慮をお願いいたします。